

明石市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス仕様書

この仕様書は、明石市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービスに係る提供事業者の募集手続きにおいて、提供されるサービス内容を示すものである。この仕様書に定めがない事項については、明石市（以下「市」という。）と提供事業者が協議の上で決定する。

1 サービス名

明石市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス

2 実施期間

2025年5月1日から2028年3月31日まで（予定）

※ 利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了することや、実施期間満了後に、あらためて公募等を実施してサービスを継続する可能性がある。

3 サービスの目的

紙おむつ・おしり拭きの定額制サービスを導入することにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

4 サービスの内容

提供事業者は、以下のサービスの提供等を行う。

(1) 紙おむつ・おしり拭きの利用権の提供

サービスを導入する市立保育所等（以下、「導入施設」という。）に入所する児童の保護者が利用を希望し、申し込みを行った場合に、(2)に基づき配送した紙おむつ・おしり拭きの利用権を提供する。サービス利用の有無は、各保護者の任意とし、1カ月単位で利用・解約等ができるものとする。

(2) 導入施設への紙おむつ・おしり拭きの配送

各導入施設からの発注を受けて、サービスに係る紙おむつ・おしり拭きを各導入施設に直接配送する。

(3) 問い合わせへの対応

サービスに係る保護者（現に利用者でない者も含む）からの問い合わせに対して、直接、誠実に対応する。

(4) 利用者からの利用料金の徴収

サービス提供の対価として、利用者から直接、利用料金を徴収する。

(5) 導入施設

導入施設は以下のとおりとする。

市立保育所・幼保連携型認定こども園

	施設名	施設の所在地	0～2歳児の人数
1	松が丘保育所	明石市松が丘3丁目2-1	44人
2	明南保育所	明石市東野町2222	27人
3	王子保育所	明石市大道町1丁目10-17	19人
4	鳥羽保育所	明石市小久保5丁目4-1	33人
5	松陰保育所	明石市大久保町松陰1007	42人
6	高丘保育所	明石市大久保町高丘3丁目3	34人
7	八木保育所	明石市大久保町八木483	30人
8	江井島保育所	明石市大久保町江井島260-2	23人
9	中尾保育所	明石市魚住町中尾600-5	44人
10	土山保育所	明石市魚住町清水2281	22人
11	二見こども園	明石市二見町東二見448	30人
合 計			348人

※ 0～2歳児の人数は、2025年1月1日時点での在籍人数。

5 その他

- (1) 市は、導入施設の登録等を行うが、提供事業者と直接契約を結ぶものではない。
- (2) サービス提供に係る紙おむつ・おしり拭きは新品であること。
- (3) サービス提供にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、提供事業者が負担すること。
- (4) サービスの提供開始後に、利用料金など本サービスの要素となる事項に変更が生じる場合は、事前に市と協議のうえ、サービスを利用している保護者に通知すること。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市と提供事業者双方協議の上で、対応を決定する。